

公布日:平成15年12月17日 施行期日:平成16年4月1日

現行

対象

地下タンク本体 免除要件:二重殻タンクの内殻
地下配管
二重殻タンクのFRP外殻

方法

ガス加圧法
液体加圧法
微加圧法
微減圧法
(同等の方法:直接法、相関式漏えい探知器等を運用指針により例示)

周期

1年に1回以上
(漏えい検査管による確認、在庫管理等による延長要件を運用指針により例示)

改正後

対象

地下タンク本体 免除要件 { 二重殻タンクの内殻
地下配管 免除要件: 微少な漏れの検知及び漏えい
二重殻タンクのFRP外殻 拡散の措置が講じられているもの

方法

ガス加圧法
液体加圧法
微加圧法
微減圧法
その他の方法:直径0.3mm以下の開口部又は当該開口部からの漏れを検知できる方法
...有効範囲に係る規定の追加、実施条件等の見直し

周期

地下タンク本体 } 原則 1年に1回以上
地下配管 } 一定のものにあっては 3年に1回以上
二重殻タンクのFRP外殻:3年に1回以上

免除要件の追加

有効範囲の明確化、実施条件や判定基準の整合化・合理化

検知精度の明確化

延長要件の明確化・適正化

<措置内容>
・微少漏えい(直径0.3mm以下の開口部相当)の検知(例:タンク内高感度センサーetc.)
・地下タンク・配管周囲の区画(例:タンク室etc.)

<延長要件>
設置15年以内
漏れ覚知及び漏えい拡散防止のための措置が講じられているもの*
・漏えい検査管(区画内)又は在庫管理(精度1/100以上)により漏れ確認(1週間に1回以上)
・地下タンク・配管周囲の区画(配管については防食等による代替可)(例:タンク室etc.)
*既存施設については経過措置として延長要件を一部緩和